

U25夫婦支援事業補助

新婚世帯を対象に、結婚新生活に係る支援を行います。

補助対象者

(令和5年3月1日～令和6年3月31日以内に婚姻届けを提出・受理され、以下の条件すべてを満たす方が対象です)

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ、一方が25歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得(所得証明書をもちに、申請のあった日の属する年の前年の夫婦の所得を合算した金額)が500万円未満であること。
- (3) 新たな住居が南越前町内にあること。
- (4) 申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されていること。
- (5) 夫婦のいずれもが町税等を滞納していないこと。
- (6) 過去にこの補助を受けていないこと。

補助額 10万円

申請書類 (以下の書類すべてを提出してください)

- (1) U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書
- (2) 婚姻届受理証明書、又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 住民票※
- (4) 町税の滞納のないことを証する証明書(完納証明書)※
- (5) 所得証明書
- (6) 奨学金を返済していることが確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- (7) 振込先の通帳(写し)

※住民票および完納証明書については、申請書の確認欄に同意することとで省略可能。

申請場所

保健福祉課または今庄・河野事務所

問合せ

保健福祉課 ☎0778-4718007

結婚新生活支援事業補助

経済的理由で結婚生活に不安を抱える新婚世帯を対象に、結婚新生活に係る支援を行います。

補助対象者

(令和5年3月1日～令和6年3月31日以内に婚姻届けを提出・受理され、以下の条件すべてを満たす方が対象です)

- (1) 新婚世帯の所得(所得証明書をもちに、申請のあった日の属する年の前年の夫婦の所得を合算した金額)が500万円未満であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 新たな住居が南越前町内にあること。
- (4) 申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されていること。
- (5) 夫婦のいずれもが町税等を滞納していないこと。
- (6) 国又は地方公共団体の実施する他の補助を受けていないこと。
- (7) 過去にこの補助を受けていないこと。
- (8) 夫婦のいずれもが暴力団員等でないこと。
- (9) 福井県が主催する【共家事(ともかじ)講座】を受講すること(申請時に共家事講座の受講済証明書が必要になります)。

補助限度額

補助金の額は、**住居費・引越費用・リフォーム費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり60万円を限度とする。** また、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。

申請書類

(以下の書類すべてを提出してください)

- (1) 結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- (2) 婚姻届受理証明書、又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 住民票
- (4) 町税の滞納のないことを証する証明書(完納証明書)
- (5) 所得証明書
- (6) 奨学金を返済していることが確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- (7) 賃貸借契約書及び領収書の写し(賃借の場合)
- (8) 住宅手当支給証明書(賃借の場合)
- (9) 売買契約書及び領収書の写し(購入の場合)
- (10) 引越費用に係る領収書の写し(引越の場合)
- (11) 共家事講座受講済証明書
- (12) 振込先の通帳(写し)

申請場所

保健福祉課または今庄・河野事務所

問合せ

保健福祉課 ☎0778-4718007